安城市街頭防犯カメラ機器等賃貸借仕様書

第一　総則

１．目的

　街頭防犯カメラ（以下、「防犯カメラ」とする。）の設置を行い、犯罪を起こさせない安全安心なまちづくりを実現する。

２．概要

　防犯カメラは、無線ＬＡＮ（Wi-Fi）方式の性能及び、記憶媒体（ＳＤカード）での録画機能を有したものとし、その映像を無線の通信方式により、パソコン等専用端末機器に送信するとともに、記録媒体に記録することができる環境を整備する。

３．設置場所

　市内の２１校の小学校通学路を中心に各学区に概ね５カ所の防犯カメラ合計１００台を発注者指定の電柱に設置する。

　なお、設置場所等の詳細については、発注者と受注者が協議をするものとする。

４．賃貸借物件の内容・台数等

（１）防犯カメラ　１方向撮影型　１００台

（２）告知板　１００枚

　上記の取付けに伴う、配線・取付金具等も含むものとする。

５．賃貸借期間

　令和６年４月１日から令和１２年３月３１日まで（７２カ月）

　上記賃貸借期間以外の期間は、賃貸借物件が使用可能な状態であっても賃貸借料は発生しないものとする。

６．設置期限

　全ての防犯カメラの設置及び動作確認を令和６年３月１５日までに完了すること。

７．撤去期間

　令和１２年４月１日から令和１２年５月３１日まで

第二　一般事項

１．本仕様書は、安城市が発注する「安城市街頭防犯カメラ機器等賃貸借契約」の契約内容について必要な事項を示すものであり、受注者は適正な履行の確保を図るための仕様要件を定めるものである。

２．適用基準

　本仕様書にて指定する以外の事項についても、条例及び関係法令等を遵守すること。

３．提出書類

（１）契約締結後、速やかに設置完了までの工程表及び各種必要な手続きの一覧等を提出すること。

（２）設置完了後、速やかに次の書類を紙媒体及び電子データで提出すること。
・防犯カメラ台帳（詳細は別紙１のとおり）　１部
・防犯カメラ操作マニュアル　１部
・その他運用に必要な書類等　１部

4．報告・連絡

受注者は、設置作業の進捗状況について、適宜発注者に報告すること。また、発注者と緊密な連絡を図り、設置作業全般の責にあたること。

5．官公署・電力会社等への手続き

防犯カメラ機器の設置及び稼働に必要な官公署・電力会社等への手続きについては、占用申請等の各種手続きを含めて受注者の責任において遅滞なく行うこと。ただし、発注者からの申請でなければ受理されないものについては、発注者で行うこと。

なお、諸手続きに要する費用は発注者が申請を行った場合も含めて、すべて受注者の負担とする。

6．品質・規格

防犯カメラの機器及び運用に必要な物品等については、全てそれぞれの用途に適合する欠点のないもので、かつ全て新品・未使用品とし、日本工業規格（ＪＩＳ）、国際標準化機構規格（ＩＳＯ）等の公的な規格に定めのあるものについては、当該規格に準拠したものとする。

7．設置上の注意等

（１）受注者は、発注者と設置前に下記の事前協議を十分行うこと。
ア　防犯カメラの設置方法・位置等に関すること。
イ　設置日時等に関すること（作業日の１週間以上前を目安とする）。
ウ　撮影範囲内における同意に関すること。（受注者は発注者に撮影範囲内の同意を取るべき対象を明確に提示すること。）
エ　その他検討を要する事項に関すること。

（２）設置作業中は、設置作業によって通行等に支障をきたさず、かつ、周辺区域の住民等に迷惑をかけないように十分留意すること。

（３）受注者は、設置作業にあたり必要な保安資機材を活用するとともに、必ず保安要員を配置し、第三者の生命・身体に危害又は工作物に障害、損傷を与えぬよう、細心の注意を払うこと。

（４）設置作業中に第三者の生命・身体に危害又は工作物に障害、損傷を与えた場合は、受注者は人命救助措置を行った後、現場の状況を発注者に報告し、速やかに必要な措置を講じるとともに、受注者はその補償を行うこと。

（５）防犯カメラの設置に伴う、配線経路に使用する電線、ケーブル、配管材及び防犯カメラ取付け金具等の費用については、受注者が負担すること。

（６）指定する設置場所への設置が困難な場合は、発注者の指示により、設置場所の変更

を行うこと。

（７）受注者は上記の防犯カメラ設置業務を電気工事業者（以下、「工事業者」という。）に委託することが出来るものとする。

（８）設置中の資材、廃棄物等の不要物等については、工事業者が適正に処分するものとする。

（９）設置完了までに地元住民等の申出により、画像の確認やマスキングの消去・再設定などが必要な場合は、発注者と協議の上、必要な措置をとること。ただし、設置後については、発注者で必要な措置をとるものとする。

（１０）設置作業は、原則として平日９時から１７時までとする。

ただし、発注者及び受注者の協議の上、上記時間外で設置作業を行えるものとする。

（１１）本仕様書に明記しないものであっても、設置作業上当然必要とする機器類等については、受注者の責任において設置すること。

（１２）設置にあたっては、特に指定のない場合は以下に基づき施工を行うこと。

・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）最新版

・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）最新版

・建築工事標準詳細図（最新版）

・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編、機械設備工事編）

（１３）防犯カメラは最大瞬間風速４０m/s であっても、それに耐える設置を行うこと。

８．設置作業完了時

（１）設置作業完了後、受注者は、『第二　一般事項　３．提出書類（２)』の必要書類を発注者に提出し、完了報告を行うこと。

（２）受注者は、設置作業完了後に、発注者から補修等の指示があった場合には、速やかに必要な措置を講ずること。

９．費用負担

次の費用については、全て受注者が負担すること。

（１）防犯カメラの搬入、搬出に係る費用

（２）官公庁・電力会社等への手続きに係る費用

（３）防犯カメラの設置、調整及び検査等に係る費用

（４）防犯カメラ設置後の維持管理業務に係る費用

（５）防犯カメラの運用に係る電気代及び占用料

（６）防犯カメラ設置に伴う固定資産税

第三　賃貸借物件の仕様

１．防犯カメラ

（１）防犯カメラ　１００台

防犯カメラは屋外設置可能であり、無線ＬＡＮ（Wi-Fi）方式で映像をパソコン等専用端末機器に伝送することができる機器とする。

なお、公益社団法人日本防犯設備協会が制定・運用している優良防犯機器認定制度（ＲＢＳＳ制度）で認定された防犯カメラであり、かつ、以下の使用基準を満たす機器とする。

名称	規格等	
防犯カメラ	解像度	フルHD（2592×1944）以上
	有効画素数	500万画素以上
	デイナイト機能	有
	使用温度	−10℃〜50℃で稼働
	湿度範囲	80％以下で稼働
	耐風性能	40m／s以下で稼働
	防水性	IP66以上
	逆光補正機能	有
	マスキング機能	有
	時刻補正機能	有
	録画状態確認機能	有（故障等により録画が停止した場合には、ランプの表示等により、地上から容易に確認できる機能を有すること。）
	データ上書き機能	有
	カメラに保存されているデータは、暗号化等の十分なセキュリティ機能で保護されていること	
	録画データ取得が第三者には行えないよう、十分なセキュリティ機能で保護されていること	
	停電から復電時に自動復旧ができること	
	日本製品であること	

（２）記憶媒体　１００枚

記憶媒体はＳＤカードとし、１２８ＧＢ以上であり、防犯カメラのメーカー推奨品かつ産業用ＳＤに限る。

（３）撮影・記録

ビットレート８００kbps以上で１４日以上連続撮影・記録できるものとする。

（４）防犯カメラ参考品番

株式会社ケルク電子システム　ＩＧ－ＫＨＣ１５０ＢＧＷ

２．告知板

（１）告知板の種類

告知板　１００枚

（２）材質等

ア　材質は、アルミ複合板等とする。なお、雨風雪や直射日光による変色、変質に耐えるものとし、ステンレスバンドにより取付け可能なものであること。

イ　その他、形状、寸法及び告知内容等は、別紙２「告知板の仕様」のとおりとする。

（３）取付場所

防犯カメラ設置場所近辺に、１箇所につき１枚告知板を取り付けること。

また、可能な限り、カメラの撮影方向側の面に取り付けること。

（４）費用等

ア　作成費用、設置費用、及び修繕・交換費用については、受注者が負担するものとする。

イ　設置した告知板が破損した場合は、それを撤去し、新しい告知板と交換すること。

第四　賃貸借物件の条件

１．賃貸借物件の保証

設置する賃貸借物件については、日本国内に修繕拠点を有し、国外に持ち出すことなく修繕できる製品を採用すること。また、賃貸借物件の不具合については、対処を行うこと。

２．防犯カメラとパソコン等専用端末機器の接続構成

防犯カメラとパソコン等専用端末機器との接続の構成については、無線ＬＡＮ（Wi-Fi）方式による接続とし、維持経費等を考慮した接続構成で、受注者が最適なシステムを設計すること。映像・制御の伝送は、映像のモニタリング及び防犯カメラ操作をする際に回線側の速度不足がないことを条件とする。

３．防犯カメラ構造

屋外に設置する防犯カメラは、以下の条件を満足する構造であること。

（１）防犯カメラ内部から生じる電気雑音によって他の機器に影響を与えないこと。また他の機器から電気雑音によって誤作動をしないこと。

（２）停電からの復電時には、停電前の状態に自動的に復旧する機能を有すること。

４．耐震

設置する防犯カメラについては十分な耐震対策を講じること。

５．使用電源

防犯カメラに使用する電源電圧はＡＣ１００Ｖとする。ただし、電源の立ち上げが必要な場合は、発注者と協議し、適切な工事を行うこと。また、防犯カメラに供給する電源は、交通信号機等と併用する場合、分電盤から独立した系統するなどし、併設

する機器に影響を与えないようにすること。

６．運用時間

防犯カメラは、２４時間３６５日連続運用とする。

ただし、工事などに伴う停電の場合は除く。

７．セキュリティ

防犯カメラとパソコン等専用端末機において扱う録画データ等については、次に示すとおり、通信を行う防犯カメラ機器にセキュリティ機能を有したもので構成し、その対策については発注者の承認を得ること。

（1）防犯カメラは第三者による無線ＬＡＮ（Wi-Fi）の不正アクセスを防止する処置を講ずること。

（2）記憶媒体は鍵等で保護され、第三者が容易に取出しできない機能を有すること。

（3）パスワードの設定及び暗号化により、録画データを第三者が安易に再生・編集できない機能を有すること。

（4）防犯カメラとパソコン等専用端末機器とのアクセスログを記録する機能を有すること。

（5）防犯カメラはＳＤカードも含めて防盗性能に優れたものとすること。

（6）上記のセキュリティ対策が侵害された場合、最新のセキュリティ機能を導入するなどの適切な措置を行うこと。

第五　防犯カメラ設置後の対応

１．維持管理業務

（1）受注者は、令和６年４月１日から令和１２年３月３１日の賃貸借期間終了までの間、設置した防犯カメラが正常な状態で使用できるよう管理すること。

（2）設置した防犯カメラに関して、受注者において統一された受付・対応を行うこと。

（3）受注者は、防犯カメラの不具合を発見したとき又は通報を受けたときは、速やかに状況を確認し、修繕等の必要な措置をとること。費用については、発注者の責めによらないものであるときは受注者が負担するものとする。

（4）受注者は、修繕作業が完了したときは、報告書により発注者に報告すること。

（5）防犯カメラの不具合が不可抗力によるものと判断した場合でも、受注者が修繕を行うものとする（落雷による自然災害も含む）。費用については、発注者が負担するものとする。

（6）受注者は、修繕等のために録画装置より外部に取り出した画像については、確実に削除すること。また、機器から知り得た情報については秘密を保持し、一切外部に漏らさないこと。

（7）受注者は、年２回点検（点検内容及び報告方法は別紙３のとおり）を行うこと。

（8）受注者は、防犯カメラの取扱方法及びアクセスログの確認、新たなパスワードの設

定方法について簡易マニュアルを作成し、発注者に提出することとし、事前に発注者の承認を得ること。また、作成した簡易マニュアルに基づき取扱い説明を行うこと。

（９）本仕様において製造又は改造したソフトウェアの不具合については、修正及び対処を行い、関係するドキュメント等を発注者に提出すること。

（１０）本業務により第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償し、誠意を持って補償にあたるとともに、早期解決に努めること。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担すること。

２．事故等による損傷の対応

事故等により、本仕様書による賃貸借物件が一般交通に支障を及ぼしている場合は、受注者がその撤去を速やかに行うものとする。撤去した防犯カメラの復旧については、事故当事者との交渉は、受注者が行うものとし、復旧した防犯カメラについては、受注者が引続き保守管理すること。事故等による損傷の対応については、防犯カメラの設置後から賃貸借期間終了までの間において適用される。

３．防犯カメラの移設

（1）事前に移設先を発注者と受注者の協議の上で決めること。

（2）受注者が防犯カメラ（告知板も含む）の取り外し及び取り付けを行うこと。また、移設元の電柱については、防犯カメラ設置前の状態に現状復帰を行うこと。

（3）移設を行う際に関連する官公庁・電力会社等への手続きは受注者で行うこと。ただし、発注者からの申請でなければ受理されないものについては、発注者が行うものとする。

（4）設置後の防犯カメラ（告知板も含む）は、引き続き受注者が保守管理すること。

（5）移設費の負担については、受注者の責に因る場合は受注者にて負担し、それ以外の移設（以下、「付帯サービス業務」という。）は、全て発注者で費用を負担し、「安城市街頭防犯カメラ機器賃貸借内訳書」の付帯サービスの単価に基づき、支払いを行うものとする。

４．賃貸借期間終了後

（1）賃貸借期間終了後は、令和１２年5月３１日までに受注者がすべての防犯カメラ機器を撤去すること。

（2）撤去元の原状復帰を行うこと。

（3）撤去を行う際に関連する官公庁・電力会社等への手続きは受注者で行い、費用についても受注者で負担すること。

　ただし、発注者からの申請でないと受理されないものについては、発注者で行うこと。その場合においても、費用については、受注者が負担すること。

第六　賃貸借物件の責任分担

１．受注者が負担する場合

ア　本設備の製品としての不具合による故障

イ　配線の不具合

ウ　火災、落雷、破損、盗難、雪害・風害、いたずら・破損行為、台風等による洪水・高潮・土砂崩れ等の水害、車両の接触・衝突、電気的機械的事故など、偶然、外来、かつ急激な事故によって生じた損害

２．発注者が負担する場合

ア　清掃・近隣樹木の伐採など、発注者側の作業者の責による損害

イ　地震・噴火による損害

ウ　戦争・暴動・変乱による損害

エ　その他上記１以外で、受注者の責に因らない損害

３．発注者と受注者との責任分担について

ア　本業務が達成できないことによる損失は、原則として、受注者が負担する。ただし、天災や運営状況の大幅な変動など、受注者の責に帰さない合理的な理由がある場合は、双方で別途協議するものとする。

イ　予想されるリスクと責任分担は、別紙4「分担表」にすることとし、分担表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議を行うものとする。

第七　使用不能による契約の終了

地震・噴火及びこれらに起因する津波等によって生じた損害、または戦争・暴動その他の事変によって生じた損害等、発注者または受注者の責に帰することができない事由により賃貸借物件が使用不能になりインフラ等復旧の見込みが立たない場合、その分に係る契約は終了する。

この場合の負担割合は、発注者と受注者で協議して決定する。

第八　入札範囲

本業務の入札範囲は、別添「安城市街頭防犯カメラ機器賃貸借内訳書」のとおりとし、「安城市街頭防犯カメラ機器賃貸借内訳書」の提出も行うこと。

第九　支払い方法

１．防犯カメラ設置費

防犯カメラ設置費は、１００台すべての防犯カメラの設置完了後、受注者から適法な請求書を受理した日から３０日以内に支払うものとする。

２．防犯カメラ維持管理費

防犯カメラ維持管理費は、年額後払いとし、受注者から適法な請求書を受理した日から３０日以内に支払うものとする。

３．防犯カメラ撤去費

防犯カメラ撤去費は、１００台すべての防犯カメラの撤去完了後、受注者から適法な請求書を受理した日から３０日以内に支払うものとする。

４．付帯サービス業務

付帯サービス業務に対する支払い方法は、付帯サービス１件ごとに業務終了後、受注者から適法な請求書を受理した日から３０日以内に支払うものとする。

第十　その他

１．様式

報告書等の様式については、発注者と協議を行うこととする。

２．疑義

本仕様書に疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議を行うこととする。

３．担当課

愛知県安城市市民生活部市民安全課

担当：多田萌乃